

国定公園事業等取扱要領

(適用範囲)

第1条 次の各号に掲げる事務等（以下「公園事業等」という。）の執行に関しては、自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「公園法」という。）、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）、広島県立自然公園条例（昭和34年広島県条例第41号。以下「公園条例」という。）、広島県立自然公園条例施行規則（昭和39年広島県規則第87号）、広島県自然環境保全条例（昭和47年広島県条例第63号。以下「保全条例」という。）、広島県自然環境保全条例施行規則（昭和48年広島県規則第62号）、広島県自然海浜保全条例（昭和55年広島県条例第3号。以下「海浜条例」という。）及び広島県自然海浜保全条例施行規則（昭和55年広島県規則第44号）の規定によるもののほか、この要領の定めるところによる。

- (1) 公園法第7条又は第8条の規定による、公園法第5条第2項の規定により指定された国定公園（以下単に「国定公園」という。）における公園計画に係る申出
- (2) 公園法第9条第2項の規定による国定公園における公園事業の決定
- (3) 公園法第16条の規定による国定公園における公園事業の執行等に関する事務
- (4) 公園法第16条の7の規定による国定公園における協議会の組織及び同条第3項の規定において準用する公園法第16条の3の規定による利用拠点整備改善計画の認定申請等に関する事務
- (5) 国定公園において行う行為に関する許可、届出、報告、違反行為に対する措置等に関する事務
- (6) 公園法第37条の規定による国定公園における利用のための規制に関する事務
- (7) 公園法第42条の3の規定による国定公園における協議会の組織及び同法第42条の4の規定による自然体験活動促進計画の認定申請等に関する事務
- (8) 公園条例第4条第1項の規定による県立自然公園（以下単に「県立自然公園」という。）の指定
- (9) 公園条例第6条の規定による県立自然公園における公園計画の決定等
- (10) 公園条例第7条の3の規定による県立自然公園における公園事業の決定
- (11) 公園条例第7条の4の規定による県立自然公園における協議会の組織及び公園条例第10条の7の規定による利用拠点整備改善計画の認定申請等に関する事務
- (12) 公園条例第8条の規定による県立自然公園における公園事業の執行等に関する事務
- (13) 県立自然公園において行う行為に関する許可、届出、報告、違反行為に対する措置等に関する事務
- (14) 公園条例第25条の規定による県立自然公園における利用のための規制に関する事務
- (15) 公園条例第25条の2の規定による県立自然公園における協議会の組織及び公園条例第25条の3の規定による県立自然公園における自然体験活動促進計画の認定申請等に関する事務
- (16) 保全条例第15条の規定による、保全条例第13条第1項の規定により指定された県

自然環境保全地域（以下単に「県自然環境保全地域」という。）における保全事業及び、保全条例第 24 条の規定による、保全条例第 22 条第 1 項の規定により指定された緑地環境保全地域（以下単に「緑地環境保全地域」という。）における保全事業に関する事務

- (17) 県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域において行う行為に関する許可、届出、報告、違反行為に対する措置等に関する事務
- (18) 海浜条例第 5 条第 1 項の規定による自然海浜保全地区（以下単に「自然海浜保全地区」という。）の指定
- (19) 自然海浜保全地区において行う行為に関する届出、報告、違反行為に対する措置等に関する事務

（申請書等の提出先）

第 2 条 公園事業等に関する申請書等の提出先は、次の各号に掲げる場合により、各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるもの（以下「受理者」という。）とする。

- (1) 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成 11 年広島県条例第 34 号）及び広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成 12 年広島県規則第 10 号）に基づき市町が受理等を行う場合は、当該市町
- (2) 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和 39 年広島県規則第 56 号）に基づき農林水産事務所（当該行為地が農林水産事務所の事業所の担当区域内である場合、当該事業所）（以下本号において「農林水産事務所等」という。）が受理等を行う場合は、当該農林水産事務所等
- (3) 前各号以外のものは、自然環境課（事務を実施する時点において適用される広島県行政組織規則（昭和 39 年広島県規則第 18 号）によって自然公園に関することを所管する事務組織（以下「所管部署」という。）がこの事務組織と異なる場合は、所管部署。以下同じ。）

（受理者の事務処理方法）

第 3 条 受理者は、その受理の都度、本要領に規定する許可、届出、協議等の状況を別記様式による許可届出台帳に記入し、備え付けるものとする。

- 2 受理者は、当該年度の事務移譲交付金（広島県市町移譲事務交付金交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日広島県施行。以下「交付要綱」という。）第 2 条に規定する「交付金」）の算定に用いる係数（交付要綱第 3 条に規定するもの）とするため、当該年度の許可届出状況を記入した許可届出台帳の写しを、当該年度の翌年度の 4 月 15 日（その日が広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い県の休日でない日）までに自然環境課に送付しなければならない。

(その他)

第4条 この要領に定めのない事項等については、次の各号の事務について、当該各号に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 第1条第1号に掲げる事務は、国立公園の指定及び公園計画の決定等について（令和4年4月1日付け環自国発第2204017号）の例による。
 - (2) 第1条第2号及び第10号に掲げる事務は、国立公園事業の決定等取扱要領（令和4年4月1日付け環自国発第22040110号）の例による。
 - (3) 第1条第3号及び第12号に掲げる事務は、国立公園事業執行等取扱要領（令和4年4月1日付け環自国発第22040111号）の例による。
 - (4) 第1条第4号及び第11号に掲げる事務は、国立公園における利用拠点整備改善計画取扱要領（令和4年4月1日付け環自国発第2204012号）の例による。
 - (5) 第1条第5号及び第13号に掲げる事務は、国立公園の許可、届出等の取扱要領（令和4年4月1日付け環自国発第22040115号）の例による。
 - (6) 第1条第6号及び第14号に掲げる事務は、国立公園における利用のための規制取扱要領（令和4年4月1日付け環自国発第2204014号）の例による。
 - (7) 第1条第7号及び第15号に掲げる事務は、国立公園における自然体験活動促進計画取扱要領（令和4年4月1日付け環自国発第2204013号）の例による。
 - (8) 第1条第8号及び第9号に掲げる事務は、都道府県立自然公園の指定及び公園計画の作成について（令和4年4月1日付け環自国発第2204018号）及び、国立公園に係る公園計画の作成等について（令和4年4月1日付け環自国発第2204015号）の例による。
 - (9) 第1条第16号に掲げる事務は、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に関する保全事業の執行の協議取扱要領（平成24年3月30日付け環自計発第120330003号）の例による。
 - (10) 第1条第17号に掲げる事務は、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び沖合海底自然環境保全地域の許可、届出等の取扱要領（令和2年5月28日付け環自計発第2005283号）の例による。
 - (11) 第1条第18号及び第19号に掲げる事務は、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律等の施行について（令和4年3月31日付け環水大水発第2203315号（令和4年4月一部修正））の例による。
- 2 前項第5号の実施に係る許可基準の細部解釈及び運用方法については、公園法第5条第1項の規定により指定された国立公園において適用されたものに準じて取扱うこととする。
 - 3 前項第10号の実施に係る許可基準の細部解釈及び運用方法については、自然環境保全法第22条の規定により指定された自然環境保全地域において適用されたものに準じて取扱うこととする。
 - 4 第1項の実施に用いる様式については、別に定める。ただし、当該様式に記載することとされる内容を含む限りにおいて、必要に応じて様式の変更を行うことができる。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 国定公園における許可・届出事務取扱要領（平成 16 年 4 月 1 日施行）、県立自然公園事業取扱要領（平成 16 年 4 月 1 日施行）、広島県立自然公園における許可・届出事務取扱要領（平成 16 年 4 月 1 日施行）及び広島県自然環境保全条例に基づく許可・届出等の取り扱い要領（昭和 49 年 7 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

許可届出台帳

(許可台帳)

保 護 計 画	行為地	地 目	申 請 者		申 請 内 容	許 可 条 件	受 付 年月日	許 可 年月日	備 考
			住 所	氏 名					
第 種									

(届出受理台帳)

保 護 計 画	行 為 地	申 請 者		届 出 内 容	受 付 年月日	許 可 年月日	備 考
		住 所	氏 名				
第 種							